

このような既製品を補装具費の支給対象として扱うことは可能です。費用の算定の際に本体価格を基準額の 75%（レディメイド扱い）と 100%（オーダーメイド扱い）のどちらで扱っても構いませんが、使用者に必要な機能とされた処方に基づく算定を行うことが重要です。カタログ定価に標準搭載されている機能や部品を明確にし、不必要な機能までを算定額に含めないようにする注意が必要です。

**Q53 モジュラー方式車椅子とはどのようなものをいうのでしょうか？**

- A モジュラー方式による車椅子とは、モジュールを組み立てることにより製作でき、完成後の微調整機能を有するものとされています。最近では簡易モジュール車椅子と称して発注時にサイズが選択できる仕様になっているものもあります。ただし、完成後のサイズ調整機能がないものは基準に示すモジュラー方式車椅子には該当しません。

**Q54 車椅子の修理基準でフレーム（サイド拡張）交換、フレーム（サイド拡張）取付部品交換とはどのようなものなのでしょうか？**

- A 修理基準にあるフレーム（サイドベース）交換、フレーム（サイド拡張）交換、フレーム（サイド拡張）取付部品交換は、モジュラー型車椅子が登場した時に修理基準に追加されたものです。ジュラー方式の車椅子のフレームはサイドフレーム（JISの主フレームに該当）とクロスフレーム（JISの折りたたみフレームに該当）からなり、サイドフレームはサイドベースフレームとサイド拡張フレームに分かれます。当時のモジュラー型車椅子にはアームレスト（現アームサポート）の形状を選択できるものがあり、そのアームレスト部分をサイド拡張フレームと称していました。選択したアームレスト（サイド拡張フレーム）をサイドベースフレームに取り付ける部品がフレーム（サイド拡張）取付部品です。最近のモジュラー方式の車椅子はサイドベースフレームとサイド拡張フレームが一体型のものがほとんどです。これらの修理基準は、現在出回っている車椅子の構造に当てはまらないものであり、修理項目として計上されることはほとんどなくなりました。

**Q55 施設入所者に個別に車椅子を支給することは可能でしょうか？**

- A 標準的な機能の施設備品では対応できず、真に本人用の車椅子が必要なケースについては、個別支給することは可能です。身体機能が変化して恒常的に車椅子を使用する

必要性が生じ、施設備品ではサイズが合わないために姿勢が崩れて車椅子の操作や駆動が困難な場合や、適切な車椅子の利用により明らかに作業能率やADLの向上が見込まれる場合などが考えられます。ただし、通過型の施設利用者で申請者が介護保険の対象である場合は、多機能な車椅子がレンタルできるようになった現在、本人用として支給すべきか否か慎重な判定が求められるところです。

**Q56 施設備品の車椅子を使用している方へ車椅子クッションのみを支給することは可能でしょうか？**

A 施設備品の車椅子用には、クッションも含めその他の付属品は支給できません。

**Q57 ハンドリムを片側しか付けない、屋外用キャスターに変更するなどの既製品にある既存のパーツをはずす、あるいは交換して支給する場合、不要となった既存のパーツ部分に該当する修理基準額を控除するのでしょうか？**

A 一般的には控除する必要はありません。

**Q58 リクライニング式、リクライニング・ティルト式車椅子の基準額に延長バックサポートの分は含まれているのでしょうか？**

A 含まれていないと考えます。既製品の車いすを支給する場合は、いろいろな機能を加算していく中で価格の調整上で延長バックサポート交換を算定することがありますが、延長バックサポートが実際に装備されていても他の機能を加算することで定価に見合う場合は算定しないこともあり、後者の方が多いと思われます。オーダーメイドの場合で実際にバックサポートを延長する場合は加算を認めて良いと考えます。

リクライニング式やティルト式でもバックサポートを延長せず、ヘッドサポートベースや頸部継手を用いて枕をつける場合もあります。オーダーメイドの場合、車軸をあまり後方につけたくないためにリクライニングの角度を少なくする場合は、バックサポートの延長や枕を付けないこともあります。支給対象となる車椅子がリクライニング式、ティルト式だから必ず延長バックサポートを必要とするものではなく、対象者が生活の中でどの程度倒す必要があって、その角度では頭部支持に影響が出る場合に延長バックサポートや枕が必要となるという視点で処方します。

Q59 車椅子のアームサポート修理の際の算定方法について教えてください。

- A アームサポートの構成はフレーム、サイドガード、肘当てからなり、それぞれのパーツを個別に修理交換する場合の基準額が、業者への調査結果をもとに示されています。肘当て交換のみの場合はアームサポート(肘当て部分)交換(3,900円)のみとなります。固定式アームサポートをフレームも同時に交換する場合は、アームサポート(肘当て部分)交換(3,900円)+アームサポート(フレーム)交換(4,600円)=8,500円(片側)とします。一方、調整機能が付加されている脱着式アームサポート交換、跳ね上げ式アームサポート交換、高さ調整式アームサポート交換の基準額は、肘当てを含むアームサポート一体の修理交換価格となっており、アームサポート(肘当て部分)交換(3,900円)の加算はできません。また、例えば脱着式と高さ調整式の両者の機能を兼ね備えたアームサポート交換の場合は、両者の基準額を単純に加算すると重複部分が生じるため、事例ごとの検討が必要です。

Q60 脱着式アームサポートと高さ調整式アームサポートの両方の機能を兼ね備えたアームサポートの機能を加算するときには、肘当ての価格は引く必要があるのでしょうか？

- A 脱着式アームサポート交換、高さ調整式アームサポート交換などはそれぞれ肘当て部分を含んだ交換の価格です。両機能を備えたアームサポートの車椅子を新しく作製する場合、両修理基準を単純に足し算すると、お見込みのとおり肘当て部分が重複してしまいます。ただし、両修理基準の合計額からアームサポート(肘当て部分)交換の額を差し引いた額はあくまでも参考価格として、作製する車椅子の脱着機能に高さ調整機能を兼ね備えたアームサポートの価格は、個別に製作者と相談して判定することをお勧めします。

Q61 アームサポート拡張部品交換をする場合、肘当てのクッション部分の交換を加算できるのでしょうか？

- A アームサポート拡張部品交換の中には肘当てのクッション部分が含まれており、アームサポート(肘当て部分)交換と重複させるのは不適當です。

Q62 リクライニング式車椅子やティルト式車椅子でバックサポートを延長する場合で、延長バックサポートを取り外し式にするときに、バックサポート取付部品交換を加算できるでしょうか？

A 実際に修理交換するのではなく、延長バックサポートのある車椅子を新規に作製する場合は、取り外し式の機能は延長バックサポート交換価格に含まれると判断し、バックサポートパイプ取付部品交換の加算は認められません。

Q63 折りたたみ機構がないリクライニング・ティルト式車椅子の場合にバックサポートパイプ間又はベースパイプ間の芯張りが構造上初めからあると考えられ、幅止めの加算はできないと考えますがいかがでしょうか？

A リクライニング・ティルト式に限らずオーダーメイドで作製される車椅子に幅止めをつける必要がある場合は、必要な個数分の幅止め交換の価格を加算することができます。ただし、折りたたみ機構のない固定式の場合は、ベースパイプ間の幅止めは認めず、バックサポート間のものは認めてもよいと考えます。なお、既製品で標準装備されている場合に、その価格を加算するかどうかは、定価額等との関係で調整することになります。

Q64 高さ調整式バックサポートの対象者例として「成長期の児童。最初の1台目の車椅子で、使用の慣れ等により背当て高さ変更があり得る者」の解釈は児童だけに限られるのでしょうか？

A 取扱要領の対象は、「成長期の児童」とそれ以下の「最初の1台目の車椅子で、使用の慣れ等により背当て高さ変更があり得る者」の2つの場合、つまり、後半部分は「大人」のことも含んでいると解釈するのが適当と考えます。

Q65 レッグサポートに開閉式、脱着式、挙上式の機能をつけた場合の算定方法について教えてください。

A レッグサポートの修理基準のうち「開閉挙上式レッグサポート（パッド形状）交換」には脱着機能も含まれています。したがって、左右のレッグサポートの機能を算定する場合、開閉挙上式レッグサポート（パッド形状）交換×2となります。

**Q66 修理基準の開閉挙上式レッグサポート(パッド形状)交換とレッグサポート交換は重複計上できますか？ また、パッドやベルトの価格は含まれているのでしょうか？**

- A 開閉挙上式レッグサポート（パッド形状）交換の中にはレッグサポート交換が含まれていると解釈し、重複計上はできません。その中にはパッドの価格も含まれています。パッド形状ではなくベルト式にする場合、ベルト代については開閉挙上式レッグサポートの交換価格に含まれていると考えますが、左右がベルクロで分割できるもの、幅広のもの、クッション張りのものにするなど個別に作製する必要があることが多く、ベルト代については、業者と相談の上適切な価格を設定し、特例付属品として加算することも考えられます。

**Q67 フットサポートの調整機能の加算の仕方を教えてください**

- A フットサポートに調整機能が必要な場合には、フットサポート自体は元々車椅子本体価格に含まれるものと考えられるため、フットサポート交換価格 3,000 円は見積もらずに調整機能に応じた加算額のみを必要な個数分見積もります。フットサポート交換価格 3,000 円を見積もることが出来るのは実際に修理交換をする場合に限られます。下記に見積もり例を提示します。

例 1) 新規支給時に既製品の車椅子のフットサポートを左右とも角度調整式に交換する場合

角度調整加算 1,500 円×2=3,000 円

例 2) 前後調整と角度調整の両方の機能が片側のみ必要な場合

前後調整加算 4,160 円+角度調整加算 1,500 円=5,660 円

例 3) オーダーメイド車椅子の場合 同様に扱います。

例 4) 角度調整式フットサポートを実際に左右とも修理交換をする場合

(フットサポート交換 3,000 円+角度調整加算 1,500 円) ×2=9,500 円

**Q68 車椅子の下腿ベルト、足首ベルトが申請された場合、シートベルトの修理基準額を準用するのでしょうか、算定方法について教えてください。**

- A 車椅子に装備する下肢ベルトはいわゆるシートベルトではないので、他の種目の類似部位を参考にして価格を準用することになります。例えば座位保持装置のベルト部位の下肢ベルトに該当する基準額 1,750 円（片側）を上限として準用することが考えられます。ただし、既製のオプションではなく、幅広のもの、両脚にまたがる 1 本のみ

の長いものなどを個別に作製して価格上対応が難しい場合は、シートベルトの基準額（3,500円）を上限とするか、特例付属品として業者と相談のうえ適切な価格を認める場合もあります。対応方法は各更生相談所の判断となります。

**Q69** 新規支給で既製品の車椅子のタイヤをノーパンクタイヤに交換する場合、タイヤ交換×2とノーパンクタイヤ交換×2の両方を算定できますか？ また、元のタイヤ分は控除するのでしょうか？

A 両方の算定はタイヤが二重計上となり不相当ですのでノーパンクタイヤ交換×2だけを計上します。新規支給でなく後付けの場合は基準のとおり1,740円×2を加算します。また、元のタイヤ分を控除する必要はありません。

**Q70** 使用者の体重が重い場合のティルト、リクライニング機構に必要とされているガスダンパーを処方する場合、体重の基準はあるのでしょうか？

A 体重の基準は特にありません。ガスダンパー式の必要性は、障害当事者の体重も条件の一つですが、主たる介助者のティルト、リクライニング機構の操作能力によっても必要な事例があると思われれます。乗車する当事者の体重が軽くても主に介助をする家族が小柄である、上肢の筋力低下があるなどの場合は適応と考えてよいと思います。

**Q71** 修理基準の車椅子のキャスターの（大）（小）のサイズについて教えてください。

A キャスターの大きさは5・6インチを小、7・8インチを大とする（昭和60年全国身体障害者更生相談所長会議）。以上のような記録があります。これを基にすると補装具費の支給基準においては、6インチ以下はキャスター小、それ以上がキャスター大という解釈になります。現在、車椅子に使用されるキャスターは4～8インチ程度の大きさがあり、そのほとんどは専用品で、実勢価格は径による違いがないのが実態です。車椅子専用のキャスター交換が必要な場合、考え方としてサイズで判断するのではなく、価格面から判断して、（大）の価格で取り扱うことも考えられます。

**Q72 車椅子に体幹を保持する目的でパッドを付けたい場合、どのように算定すればよろしいでしょうか？**

A パッド類は車椅子の修理基準にはない項目です。パッドを車椅子修理基準にあるクッション交換を上限額として算定する、あるいは特例付属品として計上することが考えられます。その際、座位保持装置の製作要素である体幹保持部品、骨盤保持部品のパッドの価格を参考にする方法もあります。

**Q73 中折れ式（ジョイント式）フットサポートを幅止めとして計上できるでしょうか？**

A 基準に定められている幅止めは、体重が重い方でバックサポートパイプなどのたわみ防止のために、バックサポートパイプ間、またはベースパイプ間に取付けた芯張りを意味し、独立した形状のものと解釈します。中折れ式（ジョイント式）フットサポートに機能的に幅止め効果があったとしても、計上することは不適切です。

**Q74 足漕ぎ型車椅子を補装具として支給することは可能でしょうか？**

A 足漕ぎ型車椅子は補装具として認められていませんので、通常の補装具費の支給対象にはなりません。特例補装具として支給することは可能ですが、その場合には、実際に足漕ぎ型車椅子を試用し、他の補装具（車椅子や電動車椅子）よりも実用的で、移乗時や走行時の安全性に問題がないことを確認する必要があります。

**Q75 平衡機能障害者が車椅子の支給対象となる場合はあるでしょうか。**

A 肢体不自由や心臓・呼吸器機能の障害のほか平衡機能障害でも、一定の障害程度にあり、他の手段では移動機能を補完・代替できない場合は、車椅子の補装具費支給対象となることがあります。

**Q76 車椅子の採寸やクッションのサイズ選択を業者が行った場合、採寸料は認められるでしょうか？**

A 対象者の身体状況を勘案して車椅子フレームやクッションのサイズを決定するのは、主治医や担当リハ職あるいは更生相談所職員の役割です。事情により業者が行った場合でも、その行為や試用に対して「採寸」にかかる経費を認めるのは不適當です。

**Q77 バギー車の取扱はどのように考えればよろしいでしょうか？**

A 現在、多機能な既製品のバギー車が多く利用されています。そもそも、「バギー車」とは、障害のない子供が乳幼児期に一時的に使用する介助式の移動具の総称です。補装具として取り扱う場合は、「手押し型車椅子」が該当します。使用者の身体機能や車椅子の目的により、「手押し型」「リクライニング式手押し型」「ティルト式手押し型」「リクライニング・ティルト式手押し型」の基準と、車椅子の修理基準を適用することが可能です。特に、成長対応や調整機能を装備した高機能のバギーについては、既製品であってもモジュラー方式の取扱いも可能と思われます。ただし、追加工の必要が無く、定価が基準額に満たないものについては、定価以上の見積もりは適切ではありません。

**Q78 手押し型車椅子のA、Bの考え方を教えてください。**

A 手押し型Aは「大車輪のあるもの」、Bは「小車輪だけのもの」と基準表に記載されていますが、大車輪、小車輪の定義が明確ではありません。JISC 日本工業標準調査会の車椅子形式分類では、小径車輪は12インチ未満となっていますが、補装具として認める手押し型A、Bの大車輪、小車輪を区別するサイズと一概には決められないところですが、一方、ISOでは車軸の固定されているものを大車輪、キャスターのように車軸が動くものを小車輪と規定してサイズは限定していません。最近では、後輪径が12インチ未満のバギータイプの車椅子でリクライニング、ティルトなどの高機能なものも開発されています。後輪が固定輪、前輪が自在輪であることから手押し型Aと捉えて、「リクライニング式手押し型」「ティルト式手押し型」「リクライニング・ティルト式手押し型」の基準額を上限として認めることは可能と思われます。



## 電動車椅子

Q79 基準額を超える高額・高機能な電動車椅子の判定の考え方を教えてください。

- A 身体状況、使用環境、使用目的、使用頻度などを十分に把握する必要があり、基本的に直接判定が望まれます。デモ機の試用などを経て他の製品との比較検討の上、最終的にその製品でなければならない仕様、サイズ、機能、使用しないことによる不利益等を十分に勘案して判定します。必要性を認める場合は特例補装具として扱います。希望する製品までの必要性がなく、基準額内の製品で対応可能と判断した場合に基準額までを支給し、差額自己負担での購入を認めるか否かは各更生相談所での判断となります。

Q80 進行性疾患の方に対する電動車椅子の再支給にあたって留意すべき点を教えてください。

- A 前回支給した時点より障害状況が進行している可能性があります。機能低下した部分を電動車椅子だけでは解決できないこともあり、環境因子の変更、代替サービス利用等で補うこともあります。座位姿勢に対する支持部の変更、支持部角度変換機追加、コントロールボックス、レバーの形状などの変更が必要なことも多く、直接判定にて必要性・有用性を十分確認することが必要です。高額な製品になる場合もあり、同等安価な機種はないか、前回支給した電動車椅子の修理で対応できないかなど、種々の対策を検討したうえで結論を出すことが必要です。

Q81 電動リクライニング・ティルト式普通型に電動リフト機能が付いた基準の名称になり構造の電動車椅子の価格の算定方法を教えてください。

- A 電動車椅子にオプション仕様で電動リクライニング、電動ティルト、電動リフト、電動レッグサポートエレベーターなどの機能が追加できるものが製品としてあるのは事実です。修理基準額にある機能を積み上げて加算しても最近の外国製の高額な電動車椅子のオプション価格との乖離が生じることも予想されます。修理基準を加算して算定するのではなく、その製品の必要性を認める場合は特例補装具として扱います。

**Q82 手押し型車椅子に簡易型電動車椅子ユニットを取り付けた場合の取扱い、算定方法を教えてください。**

A 手押し型車いすAに取り付けられる電動ユニットが開発、販売されており、車椅子も含め製品化されています。現行の基準の電動車いす簡易型の基本構造にある切り替え式とアシスト式には該当しませんが、自走の可能性がなく、移乗や運搬等の利便性から車椅子本体に手押し型車椅子を選択する事例があります。

取扱いは「基準内の電動車椅子簡易型」とするか「特例電動車椅子」として扱うかは各更生相談所の判断となります。

算定方法の例を下記に示します。

|                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| 車椅子本体：手押し型A基準額                    | 82,700円  |
| 簡易型電動装置交換                         | 157,500円 |
| ACサーボモーター加算                       | 20,000円  |
| 転倒防止装置交換 (3,750円×2)               | 7,500円   |
| バッテリー（マイコン内蔵型ニッケル水素電池）交換          | 54,000円  |
| 外部充電器交換                           | 25,000円  |
| 電動又は電磁式ブレーキ（簡易型用に限る）交換（12,500円×2） | 25,000円  |
| 合 計                               | 371,700円 |
| 消費税相当額（3%）含む                      | 382,851円 |

※この見積もりを基本にその他の必要な付属品価格（修理基準機能加算）が計上されます。

**Q83 内部障害者の電動車椅子の適応につき教えてください。**

A 内部障害者に対する電動車椅子の補装具費支給基準の対象者は、「呼吸機能障害、心臓機能障害によって歩行に著しい制限を受ける者であって、医学的所見から適応が可能なもの」とされています。医学的所見の明確な基準は示されていませんが、歩行により呼吸苦や心臓由来の症状が悪化し、医学的な見地からみて危険性もあり、歩行が継続できなくなる程度と考えられます。電動車椅子の使用で呼吸、心臓機能障害に起因する症状が軽減されることから認められると解釈できます。その上で個々の事例の生活スタイルの中で電動車椅子が必要不可欠か否かで判断することになります。